

件名	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例
主管課	産業政策課企業立地推進室
根拠法令等	工場立地法（昭和34年法律第24号）
<p>【制定の概要】</p> <p>特定工場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合について、工場立地法第4条第1項の規定により公表された国の準則に代えて、愛媛県で適用すべき準則（地域準則）を定める。</p> <p>1 地域準則の適用区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域</p> <p>2 適用区域における緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合 緑地面積率・・・敷地面積の10%以上（現行20%以上） 環境施設面積率・・・敷地面積の15%以上（現行25%以上）</p> <p>3 経過措置 既存工場等が、生産施設を増設する場合には、増設部分の面積に応じて、緑地・環境施設の設置義務が生じるよう規定</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>工場立地法の概要</p> <p>1 目的 工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としている。</p> <p>2 制度の仕組み</p> <p>(1) 特定工場の届出 工場立地法の規定により、特定工場の新設又は変更をしようとするときは、知事に届出をしなければならない。</p> <p>(2) 特定工場 製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場であって、工場の敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積3,000㎡以上のもの 特定工場は法が適用された時点で既に存在していた「既存工場」と、それ以後新たに建設された「新設工場」とに区分される。 愛媛県内の特定工場数・・・273（既存工場数：111、新設工場数：162）</p> <p>(3) 工場立地に関する準則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産施設面積率・・・業種により、敷地面積の15%～40% ・ 緑地面積率・・・緑地は全ての業種において敷地面積の20%以上 ・ 環境施設面積率・・・全ての業種において敷地面積の25%以上 ・ 環境施設の配置・・・敷地の15%以上の環境施設を敷地の周辺部に配置 <p>環境施設とは、緑地＋グラウンド等をいう。 既存工場・新設工場ともに準則が適用されるが、面積率の算定方法はそれぞれ異なる。 工業専用地域...工場専用の地域で全ての種類の工場が建てられる地域 (住宅、店舗、学校及びホテル等が建てられない。)</p> <p>工業地域...全ての種類の工場が建てられる地域 (住宅及び店舗は建てられるが、学校及びホテル等は建てられない。)</p>	